

特集 「特別支援教育のいま」

「特別支援教育」が、すでに07年4月から新制度としてスタートをした。その理念は、一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行い、そのための条件整備をすすめるとしている。

これまで、障害の程度に応じて特別の場で指導を行ってきた特殊教育から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う特別支援教育へと変わる。それは戦後の教育史に特筆される転換といわれる。

盲・聾学校は百年余の歴史をもつが、特別支援学校に変わり、また戦後、障害児教育の中心的役割を果たしてきた養護学校も、同じく特別支援学校になり、特別支援教育のセンターの任務を担うという。

従来、小・中学校に置かれてきた特殊学級は特別支援学級になつた。そして通常の学級に在籍する発達障害の子どもたちは、障害の程度に応じてその特別支援

学級へ時間を決めて通級することになった。全校的支援の態勢が強められたといえる。

このような大きな転換を迎えて、新潟県内における小・中学校や養護学校、盲・聾学校が、新制度のもとどのような問題が提起されているかを明らかにし、今後の特別支援教育のあり方を読者と一緒に考えてみたいと願つた。

それぞれの子どもの発達課題に見合った教育が求められるのは、「障害児」に限らない。古くから「障害児教育に学べ」といわれ、彼らの発達の過程のなかに、すべての子どもの発達に共通する普遍的な法則性や原則が、顕著に現れていると見るからである。

今日では軽い障害を持つ子どもがどの学級にもおり、「特別支援教育」は、どの学校にも当面している課題である。文科省の資料によれば、従来は特殊教育の対象にならなかつた「発達障害」の子どもが六・三%は存在するという。LD（学習障害）ADHD（注意欠陥多動性障害）高機能自閉症などである。

彼ら自身やともに成長している子どもたち、関わっている人々から、人間の発達の可能性をあらためて学びたいとおもう。